

足立区地域公共交通活性化協議会会長互選規程

(趣旨)

第1条 この規程は、足立区地域公共交通活性化協議会規約第5条第3項の規定に基づき、足立区地域公共交通活性化協議会の会長の互選について必要な事項を定めるものとする。

(会長の決定)

第2条 会長の互選は、候補者が1名の場合は、無投票でこれを決する。候補者が2名以上ある場合は、委員の記名投票によりこれを決する。

(代理人および事後投票)

第3条 委員は、やむを得ない理由で投票を欠席するときは、あらかじめ届出のあった代理人に投票させることができる。もしくは、事後投票することができる。

(投票による決定)

第4条 投票当日の得票数と事後投票による得票数を合計し、得票数が最も多い者を会長とする。ただし、投票当日の得票数が委員の過半数を超えた場合は、事後投票は行わない。なお、得票数が同数の場合は、抽選で決定する。

附 則

この規程は、令和6年5月24日から施行する。